

令和7年10月6日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社 エバーブルーコーポレーション
業者の住所 : 愛知県長久手市砂子723番地

2. 指名停止措置期間 : 令和7年10月6日から令和7年12月5日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

(株)エバーブルーコーポレーションは、沼津河川国道事務所発注の「令和7年度 沼津河川国道事務所1階空調設備更新作業」及び「令和7年度 沼津河川国道事務所3階空調設備更新作業」において、調査基準価格を下回る入札額であったため、同社に対して低入札価格調査依頼を行ったが、これを拒否した。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号(052)953-8138